

平成 27 年 12 月 25 日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成 27 年 7 月～9 月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 27 年 7 月から 9 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、26 事業者による 31 商品の表示について、健康増進法第 31 条第 1 項に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、ショッピングモール運営事業者へも表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、今後、特定保健用食品も含め、健康食品等の広告等への監視を継続し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課食品表示対策室

担当者：松本、伊藤

電話：03-3507-8800（代表）

（内線 2379）

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成27年7月から9月まで
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：以下のとおり

監視期間	主な検索キーワード
平成27年4月から9月まで	「ダイエット」、「痩身」、「脂肪燃焼」、「美白」等の人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果があるかのような表現

2. 監視結果及び改善要請

監視の結果、26事業者31商品について、健康増進法第31条第1項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

また、当該事業者が出店するショッピングモール運営事業者に対し、同要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を要請した。

3. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善要請件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
平成25年度	210	231	210	231
平成26年度	84	131	81 [※]	128 [※]
平成27年4～6月	2	2	2	2
平成27年7～9月	26	31	—	—

※ 3事業者（3商品）については、平成27年9月の要請後も改善が見られないことから、個別に調査を実施。

4. 参照条文

健康増進法（平成14年法律103号）（抜粋）
（誇大表示の禁止）

第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 略

(勧告等)

第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

<参考>

平成27年7月から9月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、 顆粒状等） 【31商品】	・脂肪燃焼、新陳代謝を向上、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示